

# '22春闘ニュース



発行元：神奈川県労働組合総連合 - 横浜市中区桜木町3-9横浜平和と労働会館 6F TEL045-212-5855 / FAX045-212-5745

**神奈川労連 22春闘サイト開設**  
最新の春闘情報を順次掲載いたします。

2022  
春闘

誰もが  
人間らしく暮らせる  
新しい社会へ

大企業や  
富裕層の  
利益優先NO



## 春闘回答状況 ④

### 国民春闘：単純平均で5,981円(2.11%)

国民春闘共闘委員会による第6回集計では、単純平均で5,981円(2.11%)、加重平均5,410円(2.01%)の回答となっています。昨年同時期比で、単純でプラス1,198円、加重でマイナス312円となっています。

回答引き出し組合は昨年同時期比を大きく上回る1,182組合(昨年同期923組合)となっています。有額回答の引き出しは701組合(59.3%)で、2次以上の回答を引き出したのは129組合、妥結は438組合(37.1%)となっています。

非正規雇用労働者についても、時間給労働者の賃上げが22.7円(昨年18.2円)、率は2.82%(昨年1.37%)で、いずれも昨年同時期を上回る回答を引き出し、月給制や再雇用労働者などの回答も昨年を上回っています。

### 県春闘共闘：新しい組合でも成果

ユーコープ労組では、正規雇用やパートなどでベースアップの回答を得ていましたが、正規の再雇用者だけは「ゼロ回答」であったため、「誰一人として取り残さない」との立場から、5回目の交渉を4月28日に行いまし

た。有給休暇を取得して職場の組合員も団交に参加するなかで、再雇用労働者に「次期制度移行までの間、特別手当を毎月1000円支給する」との前進回答を勝ちとり妥結しました。

福祉保育労では、コロナ禍のため春闘交渉が進んでいない分会もありますが、ケア労働者の処遇改善施策をベアに結びつける職場や、非常勤の労働条件を常勤と同様にする職場もあります。また、生理休暇を男性も取得できる「健康休暇」に前進させる分会もありました。

全労連全国一般では、日吉自動車学校支部で地本の役員も参加して団交を行い、上積み回答の引き出しや、組合役員の再雇用を確約させる成果をあげています。また最近結成された分会が春闘を始めて闘い有額回答を引き出しています。

建交労でも労働相談から加入したビルメンで働く労働者が、組合員を増やし春闘をとりくみ5千円の賃上げを実現しています。

春闘のとりくみがこれから行われる職場もあり、物価が高騰するなか継続して闘いを進めることが重要になっています。

# 「公務員の一時金切り下げ・回収」問題

## ～一旦払った賃金を遡って回収～

岸田内閣は、「賃金上げが必要」としながら国家公務員の一時金の引き下げを行おうとしています。今年4月6日に自民公明などの賛成多数で国家公務員給与法改正法案は成立しました。が、その内容は、「一旦支払った賃金を回収する」というトンデモナイもので、民間職場では「不利益不遡及」の原則が最高裁で確定しており、当然認められません。なので、国機関の独立行政法人などは、「労使合意がなければ回収できない」と、団体交渉の議題となっています。なぜ、こんなことが起きたのか、経過と問題点は次のとおりです。

### 【経過】

- ① 人事院が2021年8月10日に「月例給は改定なし、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月(現行4.45月)」とすることを含んだ国家公務員の給与勧告を行う。
- ② 2022年4月6日に「改正」国家公務員給与法が成立

### 【問題点】

○2021年人事院勧告は8月10日に出されたが、政府が勧告の取り扱いを閣議決定したが、11月24日、「改正」国家公務員給与法案を閣議決定したのが、2022年2月1日であり、4月6日の給与法改正まで約8か月を要している。

担当大臣の二之湯国務大臣は、法案提出が遅れた理由について、「国家公務員のボーナス引き下げ額による消費の低下など、経済のマイナスの影響が懸念されたため、2021年度の引き下げ相当額を2022年6月のボーナスで減額することとし、通常国会に法案を提出した」と国会で答弁している。

国公労連は、一時金の引き下げには反対の立場だが、政府が当該法案の国会提出を長期間放置してきたことは、労働基本権が制約されている国家公務員の給与決定ルールを軽視した行為であり、信義則に反するもので容認できないとしている。

○また、国公労連は、人事院勧告が官民給与の年間での均衡を図るものであることからすれば、行政運営の基礎である会計年度を超えて「減額調整」することは勧告の趣旨に照らして適切とは言えず、財政法にもとづく国家予算の単年度主義の原則から逸脱したものと云わざるを得ない。としている。

○さらに、国公労連は、2021年度末で定年退職する職員で引く続き4月から再任用される職員の6月の一時金からも「減額調整」されるが、定年退職によって公務員の身分は消滅しているにもかかわらず、定年前の公務員の身分に付随する不利益措置を退職後まで引き継ぐやり方は認められない。としている。

○また、国公労連は、年度単位の任用期間となっている非常勤職員の一時金の「減額調整」はあってはならない。としている。